

生活も ウイルス予防も 蛇口から

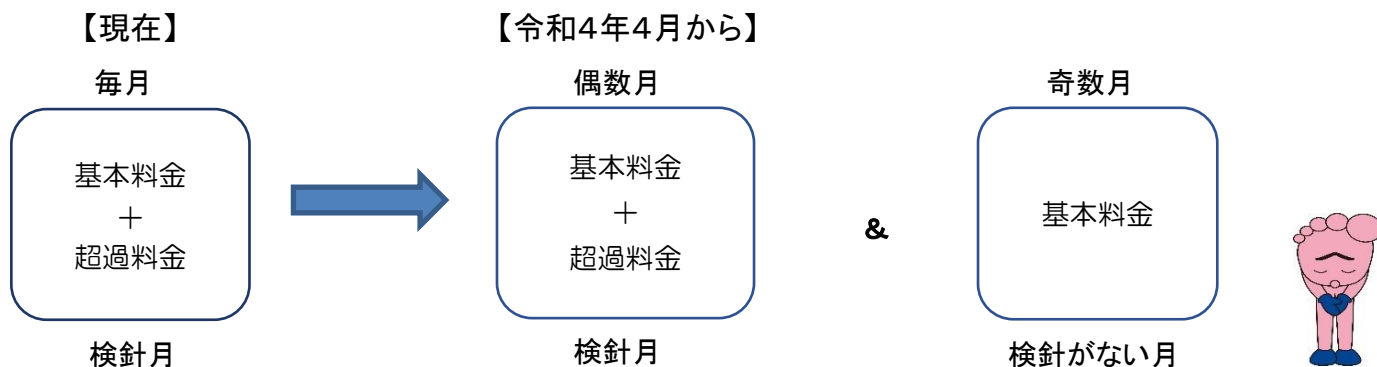
あしよろの上下水道

簡易水道・営農用水道(西足寄専用水道)をお使いの皆様へ
水道の検針が、2カ月に1度になります。

令和4年4月より簡易水道及び営農用水道(西足寄専用水道)の検針が毎月から2カ月に一度(偶数月)になります。

このことによる料金の変動はございませんが、毎月「基本料金+超過料金」をご請求していたものが、検針月は「基本料金+超過料金(2カ月分)」、検針がない月は「基本料金」のご請求に変わりますので、月々の料金が不均一となる可能性があります。

すでに上水道及び営農用水道の一部については2カ月に一度の検針となっており、検針にかかるコストを抑えることで水道料金の値上げを防ぐことを目的としております。皆様には、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。



上下水道の使用開始・中止のときは、
事前に建設課上下水道室まで届出ください。

- ・ 転入、転出、転居のとき
- ・ 上下水道の用途が変わるとき(家事用から業務用への変更等)
- ・ 上下水道の使用者が変わるとき
- ・ 上下水道を再び使用するとき
- ・ 家を取り壊して上下水道を廃止するとき(別途給水工事の撤去申請も必要)
- ・ 1ヶ月以上、上下水道を使用しないとき

冬期間の水道凍結に注意してください。

寒い日が続いています。水道管の凍結事故も多発しています。

旅行等で長期間家を空けるときや真冬が続いたときは特に注意が必要なので水落としを行いましょう。

水道管が凍結または破裂した場合は、速やかに直接[足寄町指定給水装置工事業者](#)に連絡し修理を行ってください。

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 Tel.0156-28-3868

生活も ウイルス予防も 蛇口から

あしよろの上下水道

令和4年3月31日から次の区域で新たに下水道の使用が可能となります

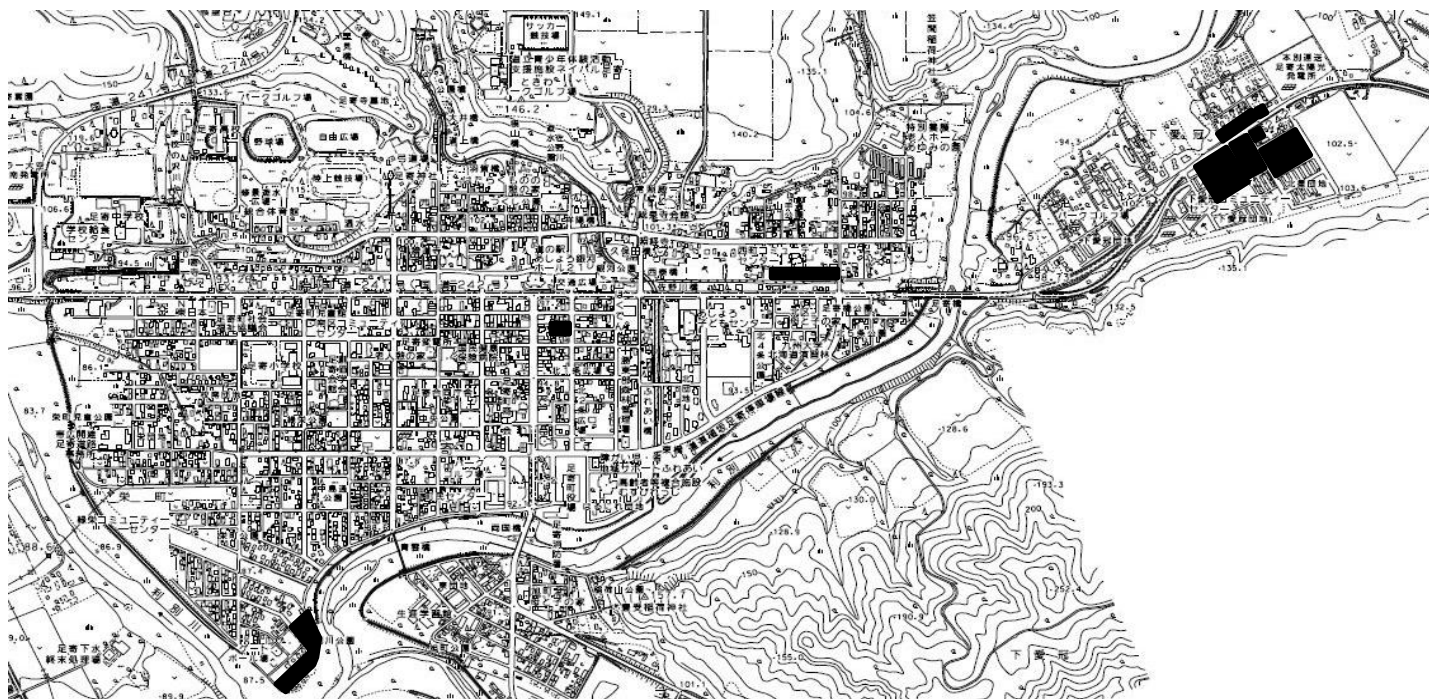
1.お住まいの場所が下水道が整備され供用開始されている地域か確認
公共枡が設置されていれば下水道が整備されています。
下水道への切替はすみやかに接続していただくこととなります。
ご不明な点があればお問合せ下さい。



公共枡

2.指定工事店に工事を依頼
下水道への切替工事ができるのは、指定工事店のみとなっています。
※工事費用は自己負担となっております。
※融資・補助金の制度があります。
※指定工事店についてはお問合せ下さい。

3.下水道使用スタート
町の検査が完了すれば下水道の使用が可能になります。



お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 Tel.0156-28-3868